令和８年１１月９日（№５２）
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部
気仙沼漁港利用協議会

気仙沼漁港の岸壁利用について（お願い）

本県の漁港行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、これから気仙沼漁港においては、サンマ船の切り上げ等により係留岸壁が混雑する時期となり、水揚げに伴う大型船の利用や荒天による避難入港の際には、係留場所が不足することが懸念されます。

そこで、限られた岸壁を有効に活用するため、**令和８年１１月２４日から、**港町桟橋南側（利用区分②－１）及び魚町３丁目岸壁（利用区分⑨）を中期的な係留が見込まれるサンマ船等の係留岸壁とし、港町桟橋北側（利用区分②－２）を比較的短期の係留が見込まれる大中型の稼働船等の係留岸壁とします。

あわせて、氷仕込み専用としていたコの字岸壁南側（利用区分⑥）を通常の仕込み岸壁とします。

本漁港を利用される際には、下記の**各岸壁の係留方法・用途・係留期限を遵守**の上、利用いただきますようお願いします。また、係留期限に限らず、作業（艤装・修繕・仕込み等）終了後は、速やかな離岸に御協力願います。

【申し合わせ事項】

番号	区　域　[施設の長さ,水深(単位:m)]	対象船	係留方法	用途	係留期限
①	市場北側施設から６０ｍ　[60,-6]	**係留禁止**			
②-1	港町桟橋（石川電装前～スガノ興産前）[100,-6]	**サンマ船**	縦付け	**休漁等**	**中期**
②-2	港町桟橋（スガノ興産前～カメイ前）[150,-6]	大中型船(稼働船)	縦付け	休憩	**６０日間**
③	港町桟橋（カメイ前～お魚市場前）[170,-6～-4]	大中型船	横付け	修繕・仕込み	７日間
④	港町岸壁（お魚市場前から）[220,-4]	小型船	横付け	修繕・仕込み	
⑤	魚町２丁目岸壁　[209,-3.5]	小型船	横付け	修繕・仕込み	
⑥	魚浜町コの字岸壁（南側）[150,-4.5]	大中型船	横付け	**氷・エサ等仕込**	７日間
⑦	魚浜町コの字岸壁（東側）[100,-4.5]	大中型船	横付け	艤装・仕込み	７日間
⑧	魚浜町コの字岸壁（北側）[115,-4.5]	大中型船	横付け	艤装・仕込み	７日間
⑨	魚町３丁目岸壁（ホテル望洋下）[240,-4.5]	**サンマ船等**	縦付け	**休漁等**	**中期**
⑩	浜町桟橋（ほてい～ヤヨイ前）[152,-3]	小型船・油槽船等	横付け	休憩・修繕等	

※岸壁上の掲示・表示等を、上記利用の開始日前に事前に設置しますので、御承知願います。

宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部漁港管理班（０２２６－２２－６８２５）

気仙沼漁港岸壁利用区分図　（R8.11.24～）

